

# 2019 年 期 実務補習所 考査問題

## 【税に関する理論及び実務】

<注意>

この問題は、実務補習機関一般財団法人会計教育研修機構に設置されている各実務補習所において実施された考査の問題をまとめたものです。

当機構に無断で、問題を複製・転載し使用することを一切禁じます。

また、問題に関するお問い合わせには応じられません。



Japan Foundation for Accounting Education & Learning

<法人税>

**問** 甲株式会社(平成31年4月1日～令和2年3月31日)(以下、「甲社」という。)の受取配当金等の額は次のとおりである。以下の資料をよく読み、(1)～(4)の各設問に答えなさい。複数の計算方法がある場合は、甲社の法人税額を最も少なくする有利な方法によること。

<資料>

銘柄等	配当等の額の計算期間	配当等の額
A株式	H31. 1. 1～R1. 12. 31	300,000円
B株式	H30. 10. 1～R1. 9. 30	600,000円
C投資信託	H31. 1. 1～R1. 12. 31	100,000円
D株式	H30. 6. 1～R1. 5. 31	900,000円
E出資	H30. 10. 1～R1. 9. 30	250,000円
F株式	H30. 8. 1～R1. 7. 31	200,000円
G株式	H30. 10. 1～R1. 9. 30	300,000円
H株式	H31. 1. 1～R1. 12. 31	450,000円
I株式	H31. 1. 1～R1. 12. 31	800,000円
J株式	H30. 10. 1～R1. 9. 30	350,000円

※上記表中の配当等に係る基準日は、それぞれ配当等の計算期間の末日とする。

- ・ A株式は、X国に本店を有する外国法人A社の株式である。甲社は、数年前にその発行済株式総数の25%を取得しており、取得後元本に異動はない。なお、A社は特定外国子会社等には該当しない。
- ・ B株式は、内国法人B社が発行する株式であり、数年前に発行済株式総数の40%を取得し、平成31年4月1日に甲社から甲社役員に譲渡されたが、名義変更をしていないため、甲社が配当等の額600,000円の支払いを受けている。
- ・ C投資信託は、公社債投資信託である。
- ・ D株式は、内国法人D社が発行する株式であり、甲社は、数年前から発行済株式総数の15%にあたる1,500株(取得価額は、1株当たり150円)を保有していた。D社は、平成30年5月31日に解散し、甲社は、令和1年5月31日、残余財産の分配として保有していたD株式1株につき600円の支払いを受けた。表中の配当等の額900,000円は、当該支払われた代金である。また、分配の日の直前のD社の払戻等対応資本金額等は4,500,000円(資本金の額は2,500,000円)である。
- ・ E出資は、資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社であるE社に対する出資であり、表中の配当等の額250,000円は、E社からの利益の配当である。
- ・ F株式は、適格合併によりY社から移転を受けたものである。合併の効力発生日は、平成31年4月1日である。Y社は、数年前に内国法人F社の発行済株式総数の35%を取得し、その後新たな取得はせず、当該取得した株式の全てを適格合併により甲社に移転している。表中の配当等の額200,000円は、F社からの利益の配当である。
- ・ G株式の異動状況は次のとおりである。G社の発行済株式総数は15万株であり、ここ数年変化はない。(単位：株式数)

日付	取得	売却	残高
平成30年10月1日			2,880
令和元年8月30日	720		3,600
令和元年9月2日	2,160		5,760
令和元年9月15日		1,440	4,320
令和元年10月24日	2,160		6,480
令和元年11月1日		5,760	720
令和元年11月29日	720		1,440
令和元年12月31日		240	1,200

- ・ H株式は、平成31年2月1日に内国法人Hの発行済株式総数の40%を取得したものであり、その後、当期末までに元本の異動はない。
- ・ I株式は、令和元年8月1日に内国法人Iの発行済株式総数の35%を取得したものであり、その後、当期末までに元本の異動はない。
- ・ J株式は、非適格分割によりZ社から移転を受けたものである。分割の効力発生日は、令和1年8月1日である。Z社は、数年前に内国法人J社の発行済株式総数の45%を取得し、その後新たな取得はせず、当該取得した株式の全てを非適格合併により甲社に移転している。表中の配当等の額350,000円は、J社からの利益の配当である。
- ・ 甲社の当期において費用計上した支払利子・割引料の内訳は次のとおりである。

① 売掛金について支払期日前に支払いを受けたことにより支払った割引料	500,000円
② 銀行からの手形借入金の利子	300,000円
③ 受取手形の割引料	250,000円
④ 固定資産の取得価額に算入した借入金利子	400,000円
⑤ 取引先からの長期借入金（証書借入）の利子	350,000円

- ・ 甲社は、当期の控除負債利子額の計算方法として簡便法を選択した。基準年度における支払利子等の状況は次のとおりである。

事業年度	支払利子の額	総資産あん分法により計算した控除負債利子
H27.4.1～H28.3.31	1,250,000円	31,400円
H28.4.1～H29.3.31	1,450,000円	32,600円

- (1) 益金に算入される短期保有株式等に係る配当等の額を答えなさい。
- (2) 控除負債利子の額を答えなさい。
- (3) D株式について以下の問いに答えなさい。
  - ① D株式に係るみなし配当の金額を求めなさい。
  - ② 甲社における税務上の有価証券譲渡損益を求めなさい。なお、有価証券譲渡損の場合にはマイナス（△）を金額の前に付すこと。有価証券譲渡損益が生じない場合には「－」と解答すること。
  - ③ 仮に、甲社が保有するD株式の1株当たりの帳簿価額が600円であった場合、甲社における税務上の有価証券譲渡損益を求めなさい。なお、有価証券譲渡損の場合にはマイナス（△）を金額の前に付すこと。有価証券譲渡損益が生じない場合には「－」と解答すること。
- (4) 受取配当等の益金不算入額を①関連法人株式等につき受ける配当等の額、②完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等以外の株式等につき受ける配当等の額、③非支配目的株式等につき受ける配当等の額、④外国子会社から受ける配当等の額に分けて答えなさい。該当がなければ「－」と解答すること。

**問** 次の資料に基づき、A株式会社（以下、「A社」という。）の当期における税務上調整すべき金額を計算し、解答用紙に従い当該金額を答えなさい。

なお、税務調整する金額につき、加算の場合は「+」、減算の場合は「△」を付し、調整がない場合は「0」と解答すること。

（A社に係る情報）

事業年度	H31. 4. 1 ~ R2. 3. 31
業種	卸売業
	青色申告法人
期末資本金	3億円（期中において資本金の変動はない）
株主	多数の株主が存在しており、特定の会社（グループ会社含む）が10%超の持株比率を保有している事実はない。
償却方法	法定償却方法
消費税	税抜方式

<資料>

（当期における減価償却資産等の償却状況等） （単位：円）

No	種類	取得価額 （支出金額）	当期償却費 （損金経理）	期末簿価	取得日 支出日	備考
1	工場用建物	30,000,000	400,000	28,700,000	H30. 1. 1	※1
2	建物附属設備	2,000,000	340,000	1,324,000	H29. 4. 1	※2
3	機械装置	1,000,000	150,000	850,000	R1. 12. 1	※3
4	器具備品a	280,000	280,000	0	H31. 4. 1	※4
5	器具備品b	120,000	120,000	0	R2. 2. 1	※5

（償却率等）

- 平成19年4月1日以後に取得された減価償却資産の定額法の償却率等、及び平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得された減価償却資産の定率法の償却率等

	定額法	定率法	改定償却率	保証率
2年	0.500	0.100	—	—
5年	0.200	0.500	1.000	0.06249
6年	0.167	0.417	0.500	0.05776
10年	0.100	0.250	0.334	0.04448
12年	0.084	0.208	0.250	0.03870
50年	0.020	0.050	0.053	0.01072

- 平成24年4月1日以後に取得された減価償却資産の償却率

	定率法	改定償却率	保証率
2年	1.000	—	—
5年	0.400	0.500	0.1080
6年	0.333	0.334	0.09911
12年	0.167	0.200	0.05566
50年	0.040	0.042	0.01440

（備考）

- ※1 工場用建物の法定耐用年数は50年である。なお、前期からの繰越償却超過額が〇〇〇円ある（各自計算せよ）。
- ※2 法定耐用年数は12年である。
- ※3 他社において5年間使用されたものを当期に購入した中古資産であるが、使用可能期間の見積もりは困難である。当該機械装置の法定耐用年数は10年である。なお、取得に際して当該機械装置の改良等を行っていない。
- ※4 法定耐用年数は、5年である。
- ※6 法定耐用年数は、6年である。

**問** 以下の文章を読み、内容が正しければ解答欄に○を、間違っていれば×を記入しなさい。

- (1) 企業会計及び税務のそれぞれにおいて売価還元法の適用は認められるが、税務上は売価還元法を適用するために税務署長の承認が必要である。
- (2) 棚卸資産の評価方法の届出をしなかった場合、法定評価方法である総平均法による原価法で棚卸資産を評価しなければならない。
- (3) 10万円未満の少額減価償却資産についても、法人の選択により通常の減価償却資産と同様に損金経理を条件として減価償却費を計算して損金に算入することができる。
- (4) 少額減価償却資産の判定に際しては、法人の消費税等の経理（税込経理方式・税抜経理方式）に問わず、税抜金額をもとに判定する。
- (5) 建物を取得した翌年度に不動産取得税の通知書を受領した場合、その受領時点において建物の取得価額に含める必要がある。

**問** 次の資料に基づき、別表十四（二）「寄附金の損金算入に関する明細書」を作成しなさい。

<資料>

- (1) 当期はX1年4月1日からX2年3月31日までである。
- (2) 当期における確定した決算に基づく当期利益金額は12,000,000円である。
- (3) 期末資本金等の額は28,000,000円である。
- (4) 下記以外に税務調整すべき金額はない。
- (5) 当期中における寄附金に関する資料は次のとおりである。

寄 附 先	使 途	金 額	経 理 方 法
T 国 立 大 学	体育館建設資金	1,200,000円	損 金 経 理
日 本 赤 十 字 社	経 常 経 費	500,000円	損 金 経 理
N 公 共 企 業 体	事 業 費	1,500,000円	仮 払 金 経 理
Y 商 工 会 議 所	経 費 補 充 金	300,000円	未 払 金 経 理
S 宗 教 法 人	賛 助 金	200,000円	未 払 金 経 理
J 政 党	政 治 資 金	400,000円	損 金 経 理
町 内 会	集 会 場 整 備 資 金	200,000円	損 金 経 理
合 計		4,300,000円	

**問** 次の①～⑧までのうち、法人税法上、当期の交際費等に該当しないものをすべて選びなさい。

- ① 得意先に対して景品（すべて購入単価3,000円超の物品である。）を交付するために支出した金額
- ② 特約店の従業員全員を被保険者とする掛捨て生命保険の保険料
- ③ 情報提供を業としていない個人に対する情報提供料（正当な取引の対価と認められるものである。）
- ④ 取引先の従業員に対して取引の謝礼として支出した金額
- ⑤ 得意先を旅行に招待し、併せて会議を行った際の費用（会議としての実体を備えているとは認められない。）
- ⑥ 当社が所属する同業者団体が小売店を旅行に招待した際に当社が負担した金額
- ⑦ 新たに取引関係を結ぶためA社の役員に対して支出した金額
- ⑧ 前期において仮払金処理した得意先との飲食代の当期消却費（前期において適正な申告調整がなされている。）

**問** 甲株式会社(平成31年4月1日～令和2年3月31日)の利子配当等の内訳は次のとおりである。資料をもとに①から⑤の源泉徴収税額のうち法人税額から控除される所得税額を答えなさい。なお、元本の所有期間に対応する税額のみ控除される銘柄等の計算方法は個別法(原則法)により計算すること。

<資料>

	銘柄等	利子配当等の 計算期間	元本所有の状況		利子配当等 の額	源泉徴収 税額	注
			計算期間 期首	計算期間 期末			
①	A銀行 定期預金	平31年3月1日 ～令和2年2月29日	60,000 千円	90,000 千円	50,000円	7,657円	1
②	B社社債	平30年10月1日 ～令和元年9月30日	5,000 千円	7,000 千円	160,000円	24,504円	2
③	C社株式 (非上場)	平31年1月1日 ～令和元年12月31日	10,000 株	8,000 株	100,000円	20,420円	3
④	D社株式 (上場)	平31年4月1日 ～令和元年9月30日	1,000 株	5,000 株	200,000円	30,630円	4
⑤	E国内株式 投資信託	令和元年7月1日 ～令和元年12月31日	— 口	500 口	400,000円	61,260円	5

※上記表中の源泉徴収税額は、復興特別所得税の額を含んだ金額である。

- 注1 A銀行定期預金の利子の利払日は令和2年3月16日である。
- 注2 B社社債のうち2,000千円は令和元年2月1日に取得したものである。利子の利払日は計算期間の末日の属する月の翌月末である。
- 注3 C社株式のうち2,000株は令和元年9月1日に売却している。配当の支払基準日は令和元年12月31日である。
- 注4 D社株式のうち4,000株は令和元年7月1日に取得したものである。配当の支払基準日は令和元年9月30日である。
- 注5 E国内株式投資信託は令和元年8月1日に取得したものである。収益の分配基準日は令和元年12月31日である。

**問** 以下を読み、内容が正しければ解答欄に○を、誤っていれば×を記入しなさい。なお、下記文中に特段の記載のない限り、法人は内国法人、個人は日本の居住者であることを前提とする。

(1)	<p><b>【適格要件－対価】</b>  適格合併の場合（無対価合併の場合を除く）、再編の対価として交付することができるのは合併法人の株式又は合併親法人の株式のいずれか一方の株式である。  この場合の合併親法人とは、合併法人の発行済株式を直接全部保有している法人のみが該当する。</p>
(2)	<p><b>【適格要件－完全支配関係】</b>  株主Aは、甲社の発行済株式の全部を保有している。この度、甲社（分割法人）が単独新設分割型分割を行い、株主Aは分割対価として乙社（分割承継法人）の発行済株式の全部のみを取得した。  株主Aは、分割後乙社の株式の全部を継続保有する見込みであるが、甲社の株式については全部の株式を譲渡する見込みである。この場合、甲社と乙社との完全支配関係の継続見込みがないことから、非適格分割として取扱われる。</p>
(3)	<p><b>【適格要件-支配関係】</b>  甲社（分割法人）は、単独新設分割を行い乙社（分割承継法人）に<math>\alpha</math>事業及びその主要な資産及び負債を移転した。分割前より<math>\alpha</math>事業についてはグループ外の他社と業務提携・資本提携を予定しており、乙社は分割後速やかに第三者割当増資を行い、株式保有比率は甲社80%、他社20%となった。分割時点では乙社の過半数を保有し、従業員も維持し、事業継続する見込みであったが、その後想定せざる<math>\alpha</math>事業の事業環境の大きな変化があり、経営方針の変更により2年後には株式を全部他社に譲渡した。この場合、3年以内に支配関係が消失していることから、非適格分割として取扱われることになる。</p>
(4)	<p><b>【適格要件－現物分配】</b>  株主A（個人）は甲社の発行済株式の全部を保有している。甲社は剰余金の分配として、保有している土地を株主Aに交付した。  上記の現物分配は、適格現物分配として取扱われる。</p>
(5)	<p><b>【適格要件－共同事業要件】</b>  甲社が乙社を吸収合併する。合併前において、甲社と乙社の間には支配関係は存在しておらず、共同事業要件により適格合併か否かを判断することとなる。  適格要件の一つに事業同等規模要件がある。甲社の売上・従業員数・資本金の額により判定することとなるが、両社の資本金の額の割合が5倍以内であれば、売上・従業員数の割合が20倍であったとしても事業同等規模要件は充足することとなる。</p>
(6)	<p><b>【適格要件－スクィーズアウト】</b>  合併法人が被合併法人の発行済株式の2/3以上を保有している場合、合併の対価として被合併法人の他の株主に対して金銭等を交付したとしても、金銭等の交付を原因として非適格合併として取扱われることはない。</p>
(7)	<p><b>【適格要件－株式分配】</b>  甲社には株主A・B・C（A～Cは独立した第三者）があり、持株割合は60%・30%・10%である。甲社は乙社（発行済株式の全部を甲社が保有）株式の全部を現物分配し、乙社の株主はA（60%）・B（30%）・C（10%）となった。この場合、特定役員引継要件と従業員引継要件・事業継続要件を満たしたとしても、適格株式分配として取扱われない。</p>

**問** 甲社は乙社を吸収合併した。甲社と乙社に資本関係・持株関係はなく、乙社の合併直前の税務上の貸借対照表（合併にかかる課税計算前）とその他の前提条件は以下のとおりである。

乙社税務貸借対照表		(単位：円)	
資産	1,000,000	負債	300,000
	(時価 1,200,000)	資本金等	50,000
		利益積立金	650,000

- 甲社は、合併対価として自己の新株のみを交付した。
  - 交付された甲社の新株の時価は1,050,000円であった。
  - 乙社株主が保有する乙社株式の簿価は10,000円であった。
  - 法人税等（事業税等は除く）の税率は30%とし、源泉所得税等の法人税等以外の税金の処理は無視する。
- ◆ 当該合併が「適格合併」に該当する場合の以下の税務仕訳を完成させ、空欄①～②に当てはまる金額を解答しなさい。なお、金額が生じない場合（ゼロの場合を含む）は「-」と解答し、小数点以下の端数が生じる場合は端数を切捨てした整数で解答しなさい。

**【甲社の合併受入仕訳】**

資産		/	負債	
( )			合併による未払税金	
			資本金等	①
			利益積立金	

**【乙社株主の仕訳】**

甲社株式	②	/	乙社株式	
			みなし配当	
			株式譲渡益	

- ◆ 当該合併が「非適格合併」に該当する場合の以下の税務仕訳を完成させ、空欄③～⑩に当てはまる金額又は科目を解答しなさい。なお、項目名又は金額が生じない場合（ゼロの場合を含む）は「-」と解答し、小数点以下の端数が生じる場合は端数を切捨てした整数で解答しなさい。

**【甲社の合併受入仕訳】**

資産		/	負債	
( ③ )	④		合併による未払税金	⑤
			資本金等	⑥
			利益積立金	⑦

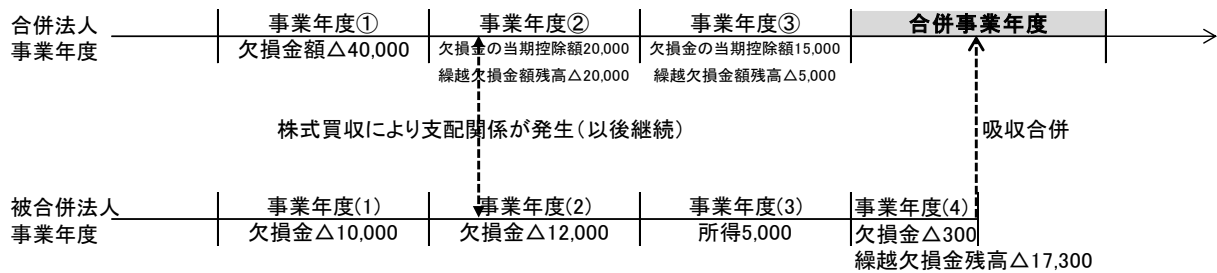
**【乙社株主の仕訳】**

甲社株式	⑧	/	乙社株式	
			みなし配当	⑨
			株式譲渡益	⑩

**問** 以下の設問に答えなさい。



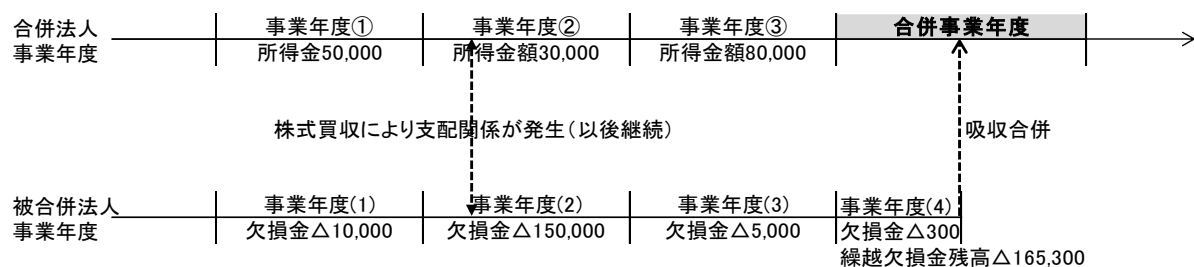
1. 以下の場合において、合併事業年度において損金算入できる繰越欠損金の額を答えなさい。



(その他の前提)

- ・吸収合併は完全支配関係内の適格合併であり、「みなし共同事業要件」は充足していない。
- ・事業年度(2)~(4)で生じた欠損金は、全て通常の営業損失によるものである。
- ・合併事業年度の繰越欠損金控除前の所得金額は50,000である。
- ・合併法人及び被合併法人は、設立以来継続して、青色申告書である確定申告書を申告期限内に提出している。
- ・合併法人は法人税法上の大法人には該当しない。

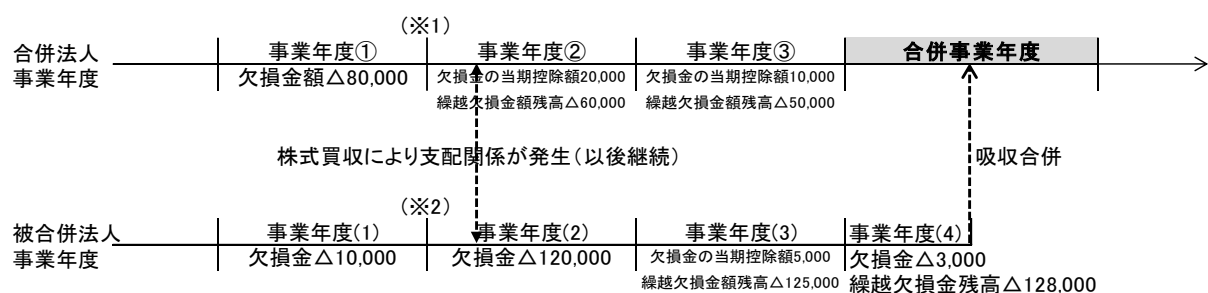
2. 以下の場合において、合併事業年度において損金算入できる繰越欠損金の額を答えなさい。



(その他の前提)

- ・吸収合併は完全支配関係内の適格合併であり、「みなし共同事業要件」は充足していない。
- ・事業年度(2)~(4)で生じた欠損金のうち、△100,000は特定資産譲渡等損失相当額からなる金額である。
- ・合併事業年度の繰越欠損金控除前の所得金額80,000である。
- ・合併法人及び被合併法人は、設立以来継続して、青色申告書である確定申告書を申告期限内に提出している。
- ・合併法人は法人税法上の大法人には該当しない。

3. 以下の場合において、特例計算適用の下で、合併事業年度において損金算入できる繰越欠損金の額を答えなさい。



(その他の前提)

- ・吸収合併は完全支配関係内の適格合併であり、「みなし共同事業要件」は充足していない。
- ・事業年度(2)~(4)で生じた欠損金のうち、△100,000は特定資産譲渡等損失相当額からなる金額である。
- ・合併事業年度の繰越欠損金控除前の所得金額は150,000である。
- ・(※1)の時点において合併法人の時価純資産超過額(会社全体の含み益)は40,000であった。
- ・(※2)の時点において被合併法人の簿価純資産超過額(会社全体の含み損)は50,000であった。
- ・合併法人及び被合併法人は、設立以来継続して、青色申告書である確定申告書を申告期限内に提出している。
- ・合併法人は法人税法上の大法人には該当しない。

**問** 内国法人であるB+株式会社は、東京都台東区に本店を置き、従業員150名を有する食料品製造業を営む非同族会社である。当期（第32期：自平成31年4月1日 至令和2年3月31日）の決算における税金・税効果計算まで完了した法人税申告書別表一、五(一)、五(二)は<資料2>に示すとおりである。その他の計算に必要な情報は<資料1>に示すとおりである。

<資料1>及び<資料2>に示したB+株式会社の第32期事業年度の法人税申告書別表五(一)における(1)から(30)に入力されるべき金額または文言を解答用紙に記入しなさい。解答すべき金額が負の場合には、数字の冒頭に「△」を付すこと（なお、(15)～(22)については「△」が予め印字されている為、正の金額を解答すること）。また、解答すべき金額が存在しない場合には「―」を記入すること。

<解答に当たっての注意事項>

- (1)消費税は考慮しない。
- (2)<資料1>および<資料2>に示した事項以外は考慮しない。

<資料1>

1. 諸税金の申告・納付および会計処理に係る方針
  - ・B+株式会社は毎期、当期末未納税額と未払法人税等を一致させる（いわゆるタックスクッションを計上しない）方針を取っている。
  - ・諸税金の中間納付は全て損金経理により処理している。
  - ・前期以前において生じた繰越欠損金は第32期事業年度において全て控除した。
2. 計算書類（一部抜粋）
  - ・株主資本等変動計算書 （単位：円）

	資本金	資本準備金	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
期首残高	620,000,000	130,000,000	24,000,000	100,000,000	555,000,000
当期変動額					
剰余金の配当			(1)		(23)
当期純利益					152,607,760
当期変動額			(1)		各自算定
期末残高	620,000,000	130,000,000	(2)	100,000,000	(24)

※第31期事業年度に係る剰余金の配当実施に際して、会社法の規定する最低限度額の利益準備金の積み立てを行っている。

3. 一時差異項目 （単位：円）

項目	前期 (平成31年3月31日)	当期 (令和2年3月31日)
賞与引当金	12,000,000	16,000,000
(25)	(26)	(27)
(28)	(29)	(30)
減価償却の償却超過額	3,000,000	2,250,000

- ・上記のうち税務調整項目となるものの法人税申告書への表記に当たっては、いわゆる洗い替え方式（前期における税務調整金額を全額減算認容し、当期における税務調整金額を全額加算する方針）によっている。
- ・前期末及び当期末の実効税率は30%としている。
- ・繰延税金資産は前期、当期ともに全額回収可能とする。

<資料2>

F B 0 6 1 1

納税地 東京都台東区 電話( ) -	法人区分 事業種目 食料品製造業 特別徴収額の 算入対象となる 法人区分 同非区分 特 定 同 会 社 有 限 公 司	青色申告 一連番号 整理番号 事業年度 (至) 売上金額 申告年月日 通算計算 確定引 控 除 定 率 等 区 分 理 算 日 月 日 申告区分 法人税 贈与税 雑税 地方 税 関税 雑税
法人名 B+株式会社	旧納税地及び 旧法人名等	別表 各事業年度の所得に係る申告書 一内国法人の分 二外国法人の分 三三十一・四一以後終了事業年度等分
法人番号	添付書類	
代表者 記名押印		
代表者 住所		

平成・令和 31 年 04 月 01 日 事業年度分の法人税 確定 申告書  
 課税年度分の地方税法 確定 申告書  
 平成・令和 02 年 03 月 31 日 (中間申告の場合 平成・令和 年 月 日)  
 毎年以降送付要否  有  無  
 適用明細書提出の有無  有  無  
 税理士法第30条の書面提出有  有  無  
 税理士法第33条の2の書面提出有  有  無

所得金額又は欠損金額 (別表四(1)の①)	1	199640750	控 所得税の額 (別表六(一)(4)の①)	17	153150
法人税額 (53)+(54)+(55)	2	46316480	外 国 税 額 (別表六(二)(2)の①)	18	
法人税額の特別控除額 (別表六(六)(4))	3		計 (17)+(18)	19	153150
差引法人税額 (2)-(3)	4	46316480	控 除 した金額 (19)	20	153150
上向課税上控除額 (別表七(1)の①)	5		控 除 された金額 (20)	21	153150
同上に対する税額 (22)+(23)+(24)	7		土地譲渡税額 (別表三(二)(2)の①)	22	0
留保金 (別表三(一)(4))	8	000	同 上 (別表三(二)(二)(2)の①)	23	0
同上に対する税額 (別表三(一)(8))	9	000	同 上 (別表三(三)(2)の①)	24	000
法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9)	10	46316480	この申告による還付金額 (21)	25	
仮払法人税額 (別表四(1)の②)	11		中間納付額 (18)-(14)	26	
仮払法人税額 (別表四(1)の②)	12		次相金の繰戻しに よる還付請求税額 計 (25)+(26)+(27)	28	
引当金 (別表四(1)の③)	13	153150	この申告書の所得 金額又は欠損金額 (60)	29	
引当金 (別表四(1)の③)	14	46163300	この申告書の所得 金額又は欠損金額 (60)のうち、前 年度に繰り越した 金額(別表七(1)の①)	30	000
中間申告分の法人税額	15	28193200	この申告書の所得 金額又は欠損金額 (60)のうち、前 年度に繰り越した 金額(別表七(1)の①)	31	12500000
法人税額 (別表四(1)の④)	16	17970100	この申告書の所得 金額又は欠損金額 (60)のうち、前 年度に繰り越した 金額(別表七(1)の①)	32	0
課税 法人税額 (別表四(1)の⑤)	33	46316480	この申告による還付金額 (43)-(42)	45	
課税 法人税額 (別表四(1)の⑤)	34		この申告書の所得 に対する法人税額 (60)	46	
課税 法人税額 (別表四(1)の⑤)	35	46316000	課税法人税額 (60)	47	
課税 法人税額 (別表四(1)の⑤)	36	2037904	課税法人税額 (60)	48	000
課税 法人税額 (別表四(1)の⑤)	37	0	この申告書に おける地方 法人税額 (70)	49	000
課税 法人税額 (別表四(1)の⑤)	38	2037904	剰余金・利益の配 当(剰余金の分配)の金額 (別表七(1)の②)	50	20000000
課税 法人税額 (別表四(1)の⑤)	39		剰余金・利益の配 当(剰余金の分配)の金額 (別表七(1)の②)	51	
課税 法人税額 (別表四(1)の⑤)	40		剰余金・利益の配 当(剰余金の分配)の金額 (別表七(1)の②)	52	
課税 法人税額 (別表四(1)の⑤)	41		剰余金・利益の配 当(剰余金の分配)の金額 (別表七(1)の②)	53	
課税 法人税額 (別表四(1)の⑤)	42	2037900	剰余金・利益の配 当(剰余金の分配)の金額 (別表七(1)の②)	54	
課税 法人税額 (別表四(1)の⑤)	43	1245800	剰余金・利益の配 当(剰余金の分配)の金額 (別表七(1)の②)	55	
課税 法人税額 (別表四(1)の⑤)	44	792100	剰余金・利益の配 当(剰余金の分配)の金額 (別表七(1)の②)	56	

税 理 士  
署 名 押 印

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

事業年度 平31. 4. 1 法人名 B+株式会社  
令 2. 3. 31

別表五(一)

平三十一・四・一以後終了事業年度分

I 利益積立金額の計算に関する明細書				
区 分	期首現在利益積立金額	当期の増減		差引翌期首現在利益積立金額 ①-②+③
		減	増	
	①	②	③	④
利益準備金	1 24,000,000 <sup>円</sup>		(1)	(2)
別途積立金	2 100,000,000			100,000,000
減価償却の償却超過額	3 (3)	(3)	(4)	(5)
賞与引当金	4 (6)	(6)	(7)	(7)
(8)	5 (9)	(9)	(10)	(10)
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
	12			
	13			
	14			
	15			
	16			
	17			
	18			
	19			
	20			
	21			
	22			
	23			
	24			
	25			
繰越損益金(損は赤)	26 (11)	(11)	(12)	(12)
納税充当金	27 (13)	(13)	(14)	(14)
未納法人税等 (退職年金積立金に おけるものを除く)	28 △ (15)	△ (16)	中間△ (17) 確定△ (18)	△ (18)
	29 △ (19)	△ (20)	中間△ (21) 確定△ (22)	△ (22)
	30 △	△	中間△ 確定△	△
差引合計額	31	各目算定		

II 資本金等の額の計算に関する明細書				
区 分	期首現在資本金等の額	当期の増減		差引翌期首現在資本金等の額 ①-②+③
		減	増	
	①	②	③	④
資本金又は出資金	32 620,000,000 <sup>円</sup>			620,000,000 <sup>円</sup>
資本準備金	33 130,000,000			130,000,000
	34			
	35			
差引合計額	36 750,000,000	0	0	750,000,000

租税公課の納付状況等に関する明細書

事業年度	平31. 4. 1 令 2. 3. 31	法人名	B+株式会社
------	-------------------------	-----	--------

別表五(一)

平三十一・四・一以後終了事業年度分

税目及び事業年度	期首現在 未納税額	当期発生税額	当期中の納付税額			期末現在 未納税額 ①+②-③-④-⑤
			充当金取崩しに よる納付	仮払経理に よる納付	損金経理に よる納付	
	①	②	③	④	⑤	⑥
法人税及び地方法人税	円		円	円	円	円
平 30・4・1 平 31・3・31	1					
2	39,500,000		39,500,000			0
当期中	3	円				
29,439,000	4				29,439,000	0
確 定	4	18,762,200				18,762,200
計	5	39,500,000	48,201,200	39,500,000	0	29,439,000
道 府 県 民 税	6					
平 30・4・1 平 31・3・31	7	7,240,700		7,240,700		0
当期中	8		4,880,400		4,880,400	0
確 定	9		3,199,100			3,199,100
計	10	7,240,700	8,079,500	7,240,700	0	4,880,400
市 町 村 民 税	11					
12						
当期中	13					
確 定	14					
計	15	0	0	0	0	0
事業税	16					
平 30・4・1 平 31・3・31	17		10,881,800	10,881,800		0
当期中	18		8,777,400		8,777,400	0
計	19	0	19,659,200	10,881,800	0	8,777,400
その他の	20					
損金算入のもの	21					
延滞金 (延納に係るもの)	22		1,000,000		1,000,000	0
固定資産税	23		50,000		50,000	0
印紙税	24					
加算税及び加算金	25					
延滞税	26					
延滞金 (延納分を除く。)	27					
過志税	28		153,150		153,150	0
源泉所得税	29					
<b>納 税 充 当 金 の 計 算</b>						
期首納税充当金	30	57,622,500				円
繰入額	損金経理をした納税充当金	31	28,663,300	取崩額	損金算入のもの	36
		32			損金不算入のもの	37
	計 (31)+(32)	33	28,663,300			38
取崩額	法人税額等 (5の②)+(10の②)+(15の②)	34	46,740,700	仮払税金消却	39	
	事業税 (19の③)	35	10,881,800	計 (34)+(35)+(36)+(37)+(38)+(39)	40	57,622,500
				期末納税充当金 (30)+(33)-(40)	41	28,663,300

<所得税>

**問** 事業を営む居住者甲の令和元年分の事業所得の金額の計算上、現在集計している営業費は4,222,000円である。ただし、これには以下①～⑤が含まれている。必要経費に算入されないものを除いて、あるべき必要経費の額を計算しなさい。

- ① 交通反則金 12,000円  
甲が商用中に駐車違反をしたことにより支払ったもの。
- ② 住民税 180,000円  
甲の令和元年分として支払った住民税
- ③ 運転免許取得費用 240,000円  
甲が従業員に対して、商用で運転を行わせる目的で取得をさせたもの。
- ④ 同業団体に対して支出した年会費 55,000円
- ⑤ 小規模企業共済の掛金 360,000円

**問** 居住者乙（白色申告者）の令和元年分の不動産所得の金額を以下の情報に基づき解答しなさい。なお、下記に記載された情報以外は考慮しない。

- 令和元年分の不動産所得に係る収入は4,500,000円であるが、次の敷金に関して未処理である。敷金は入居時に30%を償却する契約が締結され、敷金の残額については退去時に、クリーニング費用等と相殺のうえ、精算を行う。
  - 令和元年に入居したAさんからの預かり敷金 60,000円
  - 令和元年に退去したBさんからの預かり敷金 70,000円
 Bさんは5年前に入居し、令和元年に退去した。退去に際し、クリーニング費用37,000円を要したため、12,000円を返還した。
- 令和元年分の不動産所得に係る必要経費は1,600,000円である。この金額にはBさんの退去時におけるクリーニング費用37,000円が含まれている。

**問** 居住者丙について、以下の資料1～4を参考に、関連する設問(1)～(5)に答えなさい。丙は医療費控除を受けるために、確定申告を行う。なお、下記資料に記載された情報以外は考慮しない。

<資料>

1. 丙及びその妻に関する情報は以下の通りである。

氏名	続柄	生年月日	その他の事項
丙	本人	1970年9月21日	会社員（給与所得のみ）、世帯主
妻	妻	1970年6月10日	パート給与収入1,700,000円

2. 丙の扶養親族に関する情報は以下の通りである。

氏名	続柄	生年月日	その他の事項
長男	子	2000年10月7日	収入なし
次男	子	2003年7月4日	収入なし
母	母	1938年4月15日	同居、身体障害者手帳2級

3. 丙の給与所得の源泉徴収票は以下の通りである。（一部抜粋）

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	7,254,900円	5,329,410円	2,863,120円	152,200円

4. 令和元年(2019年)の医療費関連の資料は以下の通りである。ただし、医療費控除の対象とならない内容も含まれている。

受診者	診療区分	内容	本人の支払額	備考
丙	外来	治療費	25,500円	
丙	—	人間ドッグ代	66,000円	検査の結果「異常なし」であった
妻	外来	レーシック代	150,000円	
妻	外来	治療費	18,000円	
長男	—	プロテイン代	23,000円	
次男	外来	治療費	9,600円	接骨院での捻挫治療である
母	入院	入院治療費	120,000円	希望した個室代100,000円を含む
母	調剤	薬代	4,500円	

(1) 給与所得に関する次の記述のうち、不適切なものをア～エから一つ選びなさい。

ア：勤務する会社から受け取る給与所得は、総合課税の対象となる。

イ：その年の1月から12月の一暦年に、勤務先から支給される給与や賞与等の総額から給与所得控除額を差し引いた後の金額が給与所得の金額となる。

ウ：給与所得者が、創業30周年記念などとして給与の支払者から現金で5万円を受け取った場合、当該祝い金は非課税所得となる。

エ：給与所得者が受け取る通勤手当については、合理的な範囲内であれば月額15万円を限度に非課税所得となる。

(2) 下記(A)～(E)を所得税の原則的な計算手順に基づき並びなさい。

(A)	医療費控除や配偶者控除、扶養控除などの所得控除を行う。
(B)	課税対象と各種所得について、その種類ごとに定められた計算方法により所得の金額を計算する。
(C)	各種所得金額の損益通算、純損失・雑損失の繰越控除を行う。
(D)	住宅借入金等特別控除や配当控除などの税額控除を差し引き納税額又は還付額を算出する。
(E)	課税総所得金額に税率を乗じて、算出所得税額を計算する。

(3) 上記<資料>に基づき、丙は配偶者控除又は配偶者特別控除を受けることができるか。解答用紙の該当する箇所を○で囲み、受けられる場合には、その控除額を解答しなさい。

(4) 上記<資料>に基づき、丙が扶養親族に関連して受けられる扶養控除、障害者控除の金額を解答しなさい。

(5) 上記<資料>に基づき、丙が受けられる医療費控除の金額を解答しなさい。

<参考資料> (以下は、令和元年(2019年)に係る所得控除額である。)

**【給与所得控除額】**

収入金額		給与所得控除額
180万円以下		収入金額×40% (最低 65万円)
180万円超	360万円以下	収入金額×30% + 18万円
360万円超	660万円以下	収入金額×20% + 54万円
660万円超	1,000万円以下	収入金額×10% + 120万円
1,000万円超		220万円 (上限)

**【配偶者控除】**

配偶者の所得金額の合計額 (38万円以下)	納税者の所得金額の合計額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
一般の控除対象配偶者	380,000円	260,000円	130,000円
老人控除対象配偶者 (年齢 70歳以上)	480,000円	320,000円	160,000円

**【配偶者特別控除】**

配偶者の所得金額の合計額	納税者の所得金額の合計額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
38万円超 85万円以下	380,000円	260,000円	130,000円
85万円超 90万円以下	360,000円	240,000円	120,000円
90万円超 95万円以下	310,000円	210,000円	110,000円
95万円超 100万円以下	260,000円	180,000円	90,000円
100万円超 105万円以下	210,000円	140,000円	70,000円
105万円超 110万円以下	160,000円	110,000円	60,000円
110万円超 115万円以下	110,000円	80,000円	40,000円
115万円超 120万円以下	60,000円	40,000円	20,000円
120万円超 123万円以下	30,000円	20,000円	10,000円

**【扶養控除】**

控除対象扶養親族の区分	控除額	
一般扶養親族 (16歳～19歳未満、23歳～70歳未満)	380,000円	
特定扶養親族 (19歳以上 23歳未満)	630,000円	
老人扶養親族 (70歳以上)	一般	480,000円
	同居老親等	580,000円

**【障害者控除】**

障害者控除	区分	控除額
	一般障害者	270,000円
	特別障害者	400,000円
	同居特別障害者	750,000円

**【医療費控除】**

医療費控除額＝ 医療費の額－医療費を補填する保険金等－ (10万円又は課税標準の合計額×5%のいずれか少ない金額)
--



**問** 居住用財産の譲渡所得の課税について述べた以下の文章の空欄①～⑤に当てはまる適切な語句又は数字を答えなさい。また、aについては括弧内の適切と考える選択肢を選び、解答用紙に記入しなさい。

**【居住用財産の譲渡所得の課税】**

自分が住んでいたマイホーム（居住用財産）を売却して、一定の要件に当てはまるときは、長期譲渡所得の税額を通常の場合よりも低い税率で計算する軽減税率の特例を受けることができる。

適用要件は以下の通りである。

- (1) 日本国内にある自分が住んでいる家屋を売却するか、家屋とともにその敷地を売却すること。
- (2) 売却した年の1月1日において売却した家屋や敷地の所有期間がともに（ ① ）年を超えていること。
- (3) 売却した年の前年及び前々年にこの特例を受けていないこと。
- (4) 売却した家屋や敷地についてマイホームの買換えや交換の特例など他の特例を受けていないこと。
- (5) 親子や夫婦など特別の関係がある人に対して売却したものでないこと。

税率は下表のとおりである（復興特別所得税は含まない）。

課税長期譲渡所得金額	所得税	住民税
（ ② ）万円以下の部分	（ ③ ）%	4%
（ ② ）万円超の部分	15%	5%

課税長期譲渡所得金額とは、次の算式で求めた金額である。

$$(\text{土地建物を売った収入金額}) - ((\text{ ④ }) + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除}$$

また、上記の軽減税率とは別に、居住用財産を譲渡したときは、所有期間の長短に関係なく所得から最高（ ⑤ ）万円まで控除できる特例（特別控除）がある。

軽減税率と特別控除の適用は重ねて受けることがa：（できる/できない）。

**問** 日本居住者であるY氏は令和元年に株式を譲渡した。以下の資料に基づいて、(1)及び(2)の間に答えなさい。

- (1) ①一般株式等に係る譲渡所得金額及び②適用される所得税率（復興特別所得税は含まない）を答えなさい。
- (2) 翌年に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額を答えなさい。

<令和元年の株式譲渡に関する資料>

・Y氏は特定口座を利用しておらず、配当所得はないと仮定する。所得区分は譲渡所得とする。

銘柄	取得費（円）	売渡日	譲渡のための委託手数料（円）	売却金額（円）
A（上場株式）	1,500,000	令和元年8月5日	17,000	1,700,000
B（上場株式）	2,500,000	令和元年11月13日	13,000	1,300,000
C（非上場株式）	500,000	令和元年12月6日	—	4,000,000

## <相続税>

**問** 以下の文章の空欄①～⑩に当てはまる語句または数字を答えなさい。

- (1) 血族相続人には、相続順位がある。第一順位は、子であり、第二順位は直系尊属、第三順位は（ ① ）である。なお、被相続人の（ ② ）は、各血族相続人と並んで常に相続人となる（民 887、889、890）。
- (2) 法定相続人が配偶者と子の場合の配偶者の法定相続割合は 2 分の 1、法定相続人が配偶者と直系尊属のみの場合の配偶者の法定相続割合は 3 分の 2、法定相続人が配偶者と兄弟姉妹のみの場合の配偶者の法定相続割合は（ ③ ）となっている。
- (3) 養子の種類には普通養子と（ ④ ）があり、普通養子は、養親の相続の場合も、実親の相続の場合も相続人となる。但し、相続税の計算において、法定相続人の数に算入できる養子の数は次の通り制限されている。  
被相続人に実子がある場合・・・（ ⑤ ）人  
被相続人に実子がいない場合・・・（ ⑥ ）人
- (4) 遺産の分割方法には、現物分割、代償分割、（ ⑦ ）、共有とする分割の 4 種類がある。
- (5) 相続の放棄は相続の開始があったことを知った時から（ ⑧ ）以内に（ ⑨ ）裁判所に申述しなければならない。
- (6) 遺留分権利者は、配偶者及び被相続人の子、直系尊属であり、（ ⑩ ）は遺留分権利者に該当しない。また、各遺留分権利者には、法定相続割合に応じて原則としてその 2 分の 1、ただし、直系尊属のみが相続人の場合には（ ⑩ ）の遺留分が配分される。

**問** 甲（70 歳）には、長男の乙（40 歳）、次男の丙（38 歳）の他に長女の丁がいたがすでに亡くなっている。長女の丁には、配偶者の戊と長男の己がいる。甲の配偶者はすでに死亡している。

公認会計士・税理士であるあなたは、自分自身の相続について対策を考えている甲から下記（1）～（4）の相談を受けた。

<現在（令和 2 年 3 月 31 日）の甲の財産及び債務>

1. 甲の財産
  - ・現預金 1 億 5,000 万円
  - ・非上場株式 1 億 5,000 万円
  - ・自宅土地 1 億円
  - ・自宅建物 3,000 万円
  - ・仏具 500 万円
  - ・書画 1,000 万円
2. 甲の債務
  - ・借入金 5,000 万円
  - ・未払金 900 万円

- (1) 「仮に私（甲）が現時点で死亡した場合の相続税額の総額はいくらになるでしょうか。」  
（なお、小規模宅地の評価減の特例は考慮しないものとする。）

解答用紙に計算過程を記入するとともに相続税の総額を答えなさい。

(2) 「贈与税の制度は二つあるように聞いたことがあるのですが、どのように異なっているのですか。」

解答用紙に記載してある表の空欄を埋めなさい。

(3) 「相続税が高額になりそうなので、今年（令和2年）中に預金のうち2,000万円を贈与したい（内訳：長男乙に1,000万円、次男丙に1,000万円）と考えているのですが、上記の(2)のそれぞれの制度に基づいて計算した場合に乙が納める贈与税はいくらになりますか。なお、これまでに私(甲)は子供(乙、丙)に贈与をしたことはありません。」

解答用紙に計算過程を記入するとともにそれぞれの贈与税の金額を答えなさい。

(4) 「私の場合には、まだ10年は生きると思うので、乙と丙にそれぞれ10年かけて毎年100万円ずつ合計2,000万円の現金を贈与していきたいと考えています。」

この考えに基づいた場合には、納める税額を少なくするためにはどちらの贈与制度を利用すべきか答えなさい。

① 相続税の速算表

各法定相続人の取得金額	税率	控除額
10,000 千円以下	10%	—
30,000 千円以下	15%	500 千円
50,000 千円以下	20%	2,000 千円
100,000 千円以下	30%	7,000 千円
200,000 千円以下	40%	17,000 千円
300,000 千円以下	45%	27,000 千円
600,000 千円以下	50%	42,000 千円
600,000 千円超	55%	72,000 千円

② 贈与税の速算表

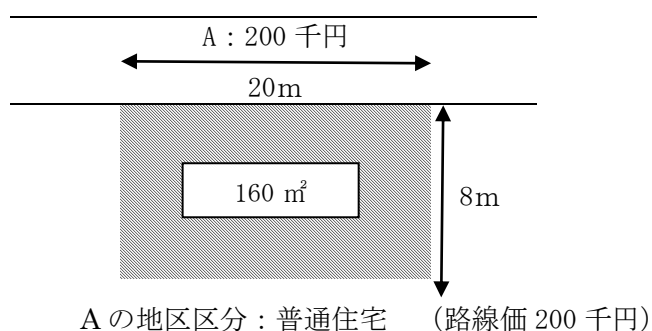
ア. 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
2,000 千円以下	10%	—
4,000 千円以下	15%	100 千円
6,000 千円以下	20%	300 千円
10,000 千円以下	30%	900 千円
15,000 千円以下	40%	1,900 千円
30,000 千円以下	45%	2,650 千円
45,000 千円以下	50%	4,150 千円
45,000 千円超	55%	6,400 千円

イ. ア以外の場合

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
2,000 千円以下	10%	—
3,000 千円以下	15%	100 千円
4,000 千円以下	20%	250 千円
6,000 千円以下	30%	650 千円
10,000 千円以下	40%	1,250 千円
15,000 千円以下	45%	1,750 千円
30,000 千円以下	50%	2,500 千円
30,000 千円超	55%	4,000 千円

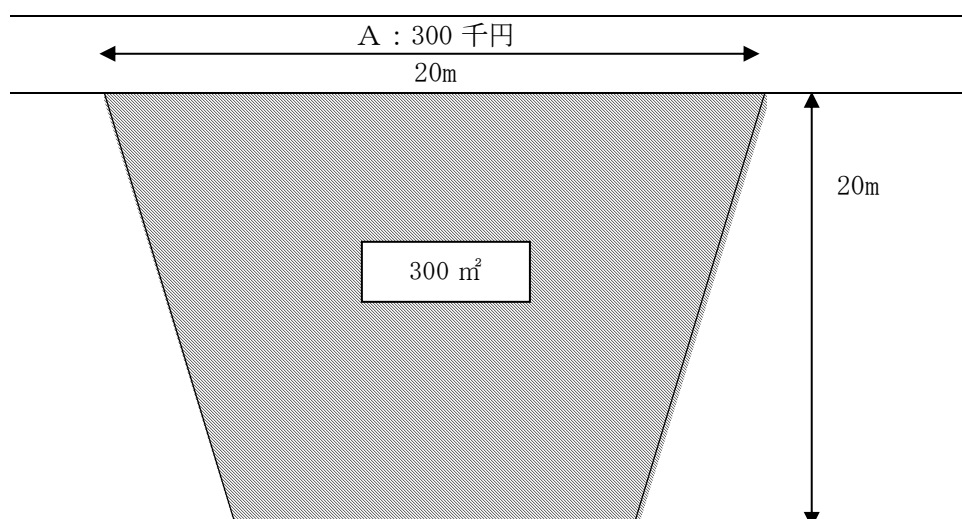
問 1. 下記自用地（1 路線に面する宅地）について、路線価方式による評価額を答えなさい。



2. 下記自用地（不整形地）について、路線価方式による評価額を算定するにあたって、以下の

(1) ~ (3) の間に答えなさい。

- (1) 不整形地補正率を算定する際の地積区分を答えなさい。
- (2) かげ地割合を答えなさい。
- (3) 路線価方式による評価額を答えなさい。



A の地区区分：普通商業・併用住宅（路線価：300 千円）

問 財産評価基本通達に基づく株式の評価に関して、下記の「前提となる事実」に基づいて上場株式の相続税評価額を求めなさい。

＜前提となる事実＞

- ・ 評価の対象となる上場株式（X社株式）は20,000株
- ・ 被相続人は平成31年（2019年）3月29日に死亡
- ・ X社の一株あたりの株価の推移は下記のとおり

銘柄	2019/4の終値 の月平均額	2019/3/29の 終値	2019/3の終値 の月平均額	2019/2の終値 の月平均額	2019/1の終値 の月平均額
X社	2,100円	2,500円	2,600円	2,300円	2,200円

＜消費税＞

問 以下の前提条件で、令和2年分（令和2年1月1日～令和2年12月31日）の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成しなさい。ただし、全て標準税率で計算すること。

[前提条件]

1. 業種は小売業であり、個人事業主である。
2. 平成30年の課税売上高は18,000,000円で、令和元年までは免税事業者であった。
3. 令和元年5月に「消費税課税事業者届出書」を所轄税務署に提出した。  
(注)「消費税簡易課税制度選択届出書」は所轄税務署に提出していない。
4. 会計処理は税込経理方式を採用している。
5. 損益の内容は次のとおりである。

(単位：円)

科目		金額	課税対象	課否判定
売上高		22,000,000	22,000,000	○
仕入高		21,000,000	21,000,000	○
差引金額		1,000,000		
経費	人件費	4,000,000	—	×
	水道光熱費	1,000,000	1,000,000	○
	店舗家賃	1,000,000	1,000,000	○
	計	6,000,000		
差引金額		▲5,000,000		

(注) 課否判定の○は消費税がかかるもの、×はかからないものを示している。

## <地方税>

**問** 地方税には多くの税目がある。それぞれの税目に関する以下の問に答えなさい。

(1) 住民税に関する説明文の空欄①～④に当てはまる語句を答えなさい。

- ・ 法人住民税は、( ① )及び( ② )で構成される。
- ・ ( ① )の課税標準は、法人税額である。
- ・ 法人住民税の( ② )の税率は、事業年度末日現在の資本金等の額と資本金及び資本準備金を比較して大きい金額、及び( ③ )者の数で決定される。
- ・ 個人住民税の納税方法には、( ④ )徴収と特別徴収がある。特別徴収とは、給与支払者が、納税義務者である給与所得者に代わって毎月給与所得者に支払う給与から個人住民税を徴収して納付することをいう。

(2) 法人事業税に関する説明文の空欄⑤～⑧に当てはまる語句又は数値を答えなさい。

- ・ 法人事業税の課税標準は、事業年度末日現在の貸借対照表の資本金の額が( ⑤ )億円を超える会社については、付加価値割、( ⑥ )及び所得割の3種類である。ただし、収入を課税標準とする会社を除く。
- ・ 平成31年度(令和元年度)税制改正により、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から法人の事業税の税率が引き下げられ、( ⑦ )法人事業税が創設された。( ⑦ )法人事業税は、国税であるが、法人事業税と併せて申告納付する。なお、地方法人特別税は、令和元年9月30日までに開始する事業年度をもって廃止された。
- ・ サービス業を営む法人事業税の分割基準は、( ⑧ )者の数及び( ⑧ )所の数である。

問2 以下の場合、法人事業税の付加価値割の算定につき、A 収益配分額、B 雇用安定控除額及びC 課税標準となる付加価値額を答えなさい(下記条件以外を考慮する必要はない)。

(条件)

報酬給与額	3,000	百万円
支払利息	500	百万円
受取利息	100	百万円
支払賃借料	100	百万円
受取賃貸料	400	百万円
単年度損益	△780	百万円

以 上



Japan Foundation for Accounting Education & Learning